自家用電気工作物の保安管理業務委託契約約款 新旧対照表

		旧約	款					新約	款			
第1条~	~第 19 条 省略					第1条	第1条~第19 旧約款に同じ					
別紙1~	~ 5 省略					別紙 1	~5 旧約款に同じ					
別表 1						別表 1						
		点検項目						点検項目				
		(需要設備))					(需要設備)				
月次点椅	食及び年次点検					月次点	検及び年次点検					
	電 気 工 作 物	点 検 項 目	月次点検	年次点検 (停電/無停電)	年次点検 細密		電 気 工 作 物	点 検 項 目	月次点検	年次点検 (停電/無停電)	年次点検 細密	
	区分開閉器	外 観 点 検	0	0	0		区 分 開 閉 器	外 観 点 検	0	0	0	
	引 込 線 等	絶縁抵抗測定		0	0		引 込 線 等	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
	架空電線、支持物	継電器との連動試験		0	0		架空電線、支持物	継電器との連動試験		0	0	
	ケーブル	保護継電器動作特性試験		0	0		ケーブル	保護継電器動作特性試験		0	0	
	Net 115 III	外 観 点 検	0	0	0		Ner 11/2 III	外 観 点 検	0	0	0	
	断路器	絶縁抵抗測定		0	0		断路器	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
		外 観 点 検	0	0	0			外 観 点 検	0	0	0	
受	遮 断 器 開 閉 器	絶縁抵抗測定		0	0	受	http://www.nice.com/	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
		動作試験		0	0		遮 斯 器	動 作 試 験		0	0	
-		内 部 点 検			<u>O</u>		開開器	内 部 点 検			<u>0*1</u>	
電		絶縁油の点検・試験			<u>O</u>	電		絶縁油の点検・試験			<u>0*1</u>	
		外 観 点 検	0	0	0			外 観 点 検	0	0	0	
設	電カヒューズ	絶縁抵抗測定		0	0	設	電カヒューズ	絶縁抵抗測定		0	0	
	31 HB HB -# -1\ HB	外 観 点 検	0	0	0		31 HB HB -#* . N HB	外 観 点 検	0	0	0	
	計器用変成器	絶縁抵抗測定		0	0		計器用変成器	絶縁抵抗測定		0	0	
備		外 観 点 検	0	0	0	備		外 観 点 検	0	0	0	
		絶 縁 抵 抗 測 定		0	0			絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
	変 圧 器	漏えい電流測定	0	0	0		変 圧 器	漏えい電流測定	0	0	0	
第		内 部 点 検			<u>O</u>	第 第		内 部 点 検			<u>0*1</u>	
=		絶縁油の点検・試験			0			絶縁油の点検・試験			<u>0%1</u>	
受	電力用コンデンサ	外 観 点 検	0	0	0	受	電力用コンデンサ	外 観 点 検	0	0	0	
電	リアクトル	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	電	リアクトル	絶縁抵抗測定		0	0	
設備	NH	外 観 点 検	0	0	0		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	外 観 点 検	0	0	0	
以	避 雷 器	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0		避雷器	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
降	- VÁ	外 観 点 検	0	0	0	降		外 観 点 検	0	0	0	
を	母線	絶縁抵抗測定		0	0	を	母 線	絶縁抵抗測定		0	0	
含	7 0 14 0 2 17 14 111	外 観 点 検	0	0	0	含	7 0 14 0 = 124 115	外 観 点 検	0	0	0	
むし	その他の高圧機器	絶縁抵抗測定		0	0	むし	その他の高圧機器	絶縁抵抗測定		0	0	
	配 電 盤	外観点検	0	0	0		配 電 盤	外 観 点 検	0	0	0	

						<u> </u>						
	制 御 回 路	絶縁抵抗測定		0	0] _	制 御 回 路	絶縁抵抗測定		0	0	
		保護継電器動作特性試験		0	0			保護継電器動作特性試験		0	0	
		継電器と遮断器等との連動試験		0	0			継電器と遮断器等との連動試験		0	0	
		電圧、負荷電流測定	0	0	0			電圧、負荷電流測定	0	0	0	
	受電設備の建物・室	外観点検	0	0	0		受電設備の建物・室	外 観 点 検	0	0	0	
	キュービクルの金属箱	外		U	0		キュービクルの金属箱	21	U	U		
	接地装置	外 観 点 検	0	0	0		接地装置	外 観 点 検	0	0	0	
	女 地 表 匡	接地抵抗測定		0	0		女 地 表 匡	接地抵抗測定		0	0	
	電 線 路	外 観 点 検	0	0	0		電 線 路	外 観 点 検	0	0	0	
西己	架空電線、支持物 ケーブル	絶縁抵抗測定		0	0		架空電線、支持物 ケーブル	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
	断路器、遮断器	外 観 点 検	0	0	0		断路器、遮断器	外観点検	0	0	0	
電	開閉器、変圧器	絶縁抵抗測定		0	0	電	開閉器、変圧器	絶縁抵抗測定		0	0	
≐ n.	計器用変成器	内 部 点 検			<u>O</u>	<u>=n</u>	計器用変成器	内 部 点 検			<u>0%1</u>	
設	電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験			<u>O</u>	設	電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験			<u>0%1</u>	
備	その他高圧機器	継電器との連動試験		0	0		その他高圧機器	継電器との連動試験		0	0	
VH	接地装置	外 観 点 検	0	0	0	l V⊞	接地装置	外 観 点 検	0	0	0	
	接地装置	接地抵抗測定		0	0		接地装置	接地抵抗測定		0	0	
	百 新 +%	外 観 点 検	0	0	0		原動機	外 観 点 検	0	0	0	
41-	原 動 機 付 属 装 置	始 動 試 験	0	0	0	٦٢.	付属装置	始 動 試 験	0	0	0	
非常	17 病 衣 但	機関保護継電器動作試験		<u>0</u> %	<u>0</u> %	# 常 常	円 内 衣 担	機関保護継電器動作試験		<u>0*2</u>	<u>0*2</u>	
用用	発 電 機	外 観 点 検	0	0	0		発 電 機	外 観 点 検	0	0	0	
予	励 磁 装 置	絶縁抵抗測定		0	0	予	励 磁 装 置	絶縁抵抗測定		0	0	
備	接地装置	接地抵抗測定	抗 測 定	備	接地装置	接地抵抗測定		0	0			
発電	進 断 器	外 観 点 検	0	0	0	発 #	遮 断 器	外 観 点 検	0	0	0	
電装	遮 断 器 開 閉 器	継電器との連動試験		0	0	電	遮 断 器 開 閉 器	継電器との連動試験		0	0	
置置		保護継電器動作特性試験		0	0		M	保護継電器動作特性試験		0	0	
	制御装置等	制御装置試験		0	0		制御装置等	制御装置試験		0	0	
	164 下1 次 臣 7	その他は受電設備に準ずる					164 EL W FE 71.	その他は受電設備に準ずる				
		外 観 点 検	0	0	0	蓄		外 観 点 検	0	0	0	
蓄	 本 体	液量点検	0	0	0	電	本 体	液 量 点 検	0	0	0	
電	, T. , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	電圧・比重測定		0	0	池	∠T- ' *	電圧・比重測定		0	0	
池		液温測定		0	0	設		液 温 測 定		0	0	
設	充 電 装 置	外 観 点 検	0	0	0	備	充 電 装 置	外 観 点 検	0	0	0	
備	付 属 装 置	絶縁抵抗測定		0	0		付 属 装 置	絶縁抵抗測定		0	0	
	接地装置	接地抵抗測定		0	0	<u> </u>	接地装置	接地抵抗測定		0	0	
負	配線、配線器具	外 観 点 検	0	0	0		配線、配線器具	外 観 点 検	0	0	0	
負荷設備	その他の機器	絶縁抵抗測定		0	0	設 備	その他の機器	絶縁抵抗測定		0	0	
備	接地装置	接地抵抗測定		0	0		接地装置	接地抵抗測定		0	0	
	計器、分電盤	外 観 点 検	0				計器、分電盤	外 観 点 検	0			
住居部	配線、配線器具等	絶縁抵抗測定	0			住居部	配線、配線器具等	絶縁抵抗測定	0			
分	家庭用燃料電池		0			分	家庭用燃料電池		0			
	発電設備	漏電遮断器動作試験	0				発電設備	漏電遮断器動作試験	0			

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検(<mark>停電/無停電)</mark>は、<u></u>主任技術者制度の解釈及び運用_及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。

 - 6 <u>※</u>を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器 造者等の専門業者による点検とする場合があります。
 - 7 住居部分の点検は、住居部分の点検を明確にした保安規程の場合に適用し、3年に1回「一般用電気工作物の定期調査の方法にする基本的な要件及び標準的な調査項目について」(平成15·12·19原院第12号)により行います。

また、家庭用燃料電池発電設備は機器製造業者等による整備記録の確認を行います。

別表2 省略

別表3

点検項目 (絶縁監視装置設置)

月次点検及び年次点検

	電 気 工 作 物	点 検 項 目	月次点検	年次点検 (停電/無停電)	年次点検 細 密
	区分開閉器	外 観 点 検	0	0	0
	引込線等	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0
	架空電線、支持物 ケーブル	継電器との連動試験		0	0
		保護継電器動作特性試験		0	0
	断路器	外 観 点 検	0	0	0
	例	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0
第受		外 観 点 検	0	0	0
二受	進 斯 器	絶縁抵抗測定		0	0
電電	遮 断 器 開 閉 器	動 作 試 験		0	0
設		内 部 点 検			<u>O</u>
備		絶縁油の点検・試験			<u>O</u>
以設	電力ヒューズ	外 観 点 検	0	0	0
降を		絶縁抵抗測定		0	0
含	計器用変成器	外 観 点 検	0	0	0
む備	司 船 用 多 风 船	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0
)		外 観 点 検	0	0	0
		絶縁抵抗測定		0	0
	変 圧 器	漏えい電流測定	0	0	0
		内 部 点 検			<u>O</u>
		絶縁油の点検・試験			<u>O</u>
	電力用コンデンサ	外 観 点 検	0	0	\circ

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止 態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検 削除 は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 ※1を付した項目は、外観点検等の点検結果により必要の都度実施するものとします。
 - 5 絶縁油の点検・試験は、PCB含有のおそれがある場合、一部を省略することがあります。
 - 6 <u>※2</u>を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>削除</u>機器 造者等の専門業者による点検とする場合があります。
 - 7 住居部分の点検は、住居部分の点検を明確にした保安規程の場合に適用し、3年に1回「一般用電気工作物の定期調査の方法に する基本的な要件及び標準的な調査項目について」(平成15·12·19原院第12号)により行います。

また、家庭用燃料電池発電設備は機器製造業者等による整備記録の確認を行います。

別表2 旧約款に同じ

別表3

点検項目 (絶縁監視装置設置)

電	気 工 作 物	点 検 項 目	月次点検	年次点検 (停電/無停電)	年次点検 細密
	区分開閉器	外 観 点 検	0	0	0
	引込線等	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0
	架空電線、支持物	継電器との連動試験		0	0
	ケーブル	保護継電器動作特性試験		0	0
	断路器	外 観 点 検	0	0	0
	例 始	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0
第受		外 観 点 検	0	0	0
受	遮 断 器	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0
電電	遮 断 器 開 閉 器	動 作 試 験		0	0
設	州 闭 66	内 部 点 検			<u>0%1</u>
備		絶縁油の点検・試験			<u>0%1</u>
以設設	電カヒューズ	外 観 点 検	0	0	0
降 ^設		絶縁抵抗測定		0	0
含	卦	外 観 点 検	0	0	0
む 備	計器用変成器	絶縁抵抗測定		0	0
		外 観 点 検	0	0	\circ
		絶縁抵抗測定		0	0
	変 圧 器	漏えい電流測定	0	0	0
		内 部 点 検			<u>0%1</u>
		絶縁油の点検・試験			<u>0%1</u>
	電力用コンデンサ	外 観 点 検	0	0	0

										_		
	リアクトル	絶縁抵抗測定		0	0		リアクトル	絶縁抵抗測定		0	0	
	避雷器	外 観 点 検	0	0	0		避雷器	外 観 点 検	0	0	0	
	班 苗 岙	絶縁抵抗測定		0	0		選 雷 器	絶縁抵抗測定		0	0	
	 	外 観 点 検	0	0	0		 _日	外 観 点 検	0	0	0	
	以称	絶縁抵抗測定		0	0		以 隊	絶縁抵抗測定		0	0	
	その他の高圧機器	外 観 点 検	0	0	0		その他の高圧機器	外 観 点 検	0	0	0	
	ての他の同年版品	絶縁抵抗測定		0	0		ての他の同年機舶	絶 縁 抵 抗 測 定		0	0	
		外 観 点 検	0	0	0			外 観 点 検	0	0	0	
	配 電 <u>盤</u>	絶縁抵抗測定		0	0		配 電 盤	絶縁抵抗測定		0	0	
		保護継電器動作特性試験		0	0			保護継電器動作特性試験		0	0	
		継電器と遮断器等との連動試験		0	0			継電器と遮断器等との連動試験		0	0	
		電圧、負荷電流測定	0	0	0			電圧、負荷電流測定	0	0	0	
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	0	0	0		受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	0	0	0	
	+4 11	外 観 点 検	0	0	0		 接 地 装 置	外 観 点 検	0	0	0	
	接地装置	接地抵抗測定		0	0		接地装置	接地抵抗測定		0	0	
	電線路	外 観 点 検	0	0	0		電線路	外 観 点 検	0	0	0	
配	架空電線、支持物 ケーブル	絶縁抵抗測定		0	0	西己	架空電線、支持物 ケーブル	絶縁抵抗測定		0	0	
=	断路器、遮断器	外 観 点 検	0	0	0		断路器、遮断器	外 観 点 検	0	0	0	
電	開閉器、変圧器	絶縁抵抗測定		0	0	電	開閉器、変圧器	絶縁抵抗測定		0	0	
設	計器用変成器	内 部 点 検			<u>O</u>	設	計器用変成器	内 部 点 検			<u>0%1</u>	
	電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験			<u>O</u>		電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験			<u>0*1</u>	
備	その他高圧機器	継電器との連動試験		0	0	備	その他高圧機器	継電器との連動試験		0	0	
	接地装置	外 観 点 検	0	0	0		接地装置	外 観 点 検	0	0	0	
	接地装置	接地抵抗測定		0	0		接地装置	接地抵抗測定		0	0	
	原動機	外 観 点 検	0	0	0		 原 動 機	外 観 点 検	0	0	0	
46		始 動 試 験	0	0	0	46		始 動 試 験	0	0	0	
非常	内	機関保護継電器動作試験		<u>0</u> %	<u>0</u> %	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		機関保護継電器動作試験		<u>0*2</u>	<u>0*2</u>	
用	発 電 機	外 観 点 検	0	0	0	用	発 電 機	外 観 点 検	0	0	0	
予	励 磁 装 置	絶縁抵抗測定		0	0	予	励 磁 装 置	絶縁抵抗測定		0	0	
備	接地装置	接地抵抗測定		0	0	備	接地装置	接地抵抗測定		0	0	
発電	 	外 観 点 検	0	0	0	発 電	進 断 器	外 観 点 検	0	0	0	
装	開 閉 器	継電器との連動試験		0	0		M	継電器との連動試験		0	0	
置		保護継電器動作特性試験		0	0	置置	配電盤	保護継電器動作特性試験		0	0	
	制御装置等	制御装置試験		0	0			制御装置試験		0	0	
	The same paint of	その他は受電設備に準ずる					14 May 14	その他は受電設備に準ずる				
蓄		外 観 点 検	0	0	0	蓄		外 観 点 検	0	0	0	
電	本体	液量点検	0	0	0	電	本体	液量点検	0	0	0	
池		電圧・比重測定		0	0	池		電圧・比重測定		0	0	
設		液温測定		0	0	設		液 温 測 定		0	0	
備	充 電 装 置	外 観 点 検	0	0	\circ	備	充 電 装 置	外 観 点 検	0	0	0	

	付 属 装 置	絶縁抵抗測定	0 0		
	接地装置	接地抵抗測定	0 0		
	配線、配線器具その他の機器	外 観 点 検	0 0 0		
負荷設備		絶縁抵抗測定	0 0		
設備		接地抵抗測定	0 0		
	接地装置	絶 縁 監 視	常時		
	計器、分電盤	外 観 点 検	0		
住居	配線、配線器具等	絶 縁 抵 抗 測 定	0		
部分	家庭用燃料電池	外 観 点 検	0		
	発 電 設 備	漏電遮断器動作試験	0		

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停 状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検(停電/無停電)は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - 5 絶縁油の点検・試験は、PCB含有のおそれがある場合、_____省略することがあります。
 - 6 <u>※</u>を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器 造者等の専門業者による点検とする場合があります。
 - 7 住居部分の点検は、住居部分の点検を明確にした保安規程の場合に適用し、3年に1回「一般用電気工作物の定期調査の方法にする基本的な要件及び標準的な調査項目について」(平成15·12·19原院第12号)により行います。

また、家庭用燃料電池発電設備は機器製造業者等による整備記録の確認を行います。

別表4

点検項目

(構外配電線路)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
配電線路等	外 観 点 検	0	0
架空電線、支持物、 ケーブル	絶縁抵抗測定		0
+ 	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注)1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき点検を実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。

	付 属 装 置	絶縁抵抗測定	0 0		
	接地装置	接地抵抗測定			
	#7 40 #7 40 BB	外 観 点 検	0 0 0		
負荷	配線、配線器具その他の機器	絶縁抵抗測定	0 0		
負荷設備		接地抵抗測定	0 0		
	接地装置	絶 縁 監 視	常時		
	計器、分電盤	外 観 点 検	0		
住居部分	配線、配線器具等	絶縁抵抗測定	0		
	家庭用燃料電池	外 観 点 検	0		
	発 電 設 備	漏電遮断器動作試験	0		

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止 態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 ※1を付した項目は、外観点検等の点検結果により必要の都度実施するものとします。
 - 5 絶縁油の点検・試験は、PCB含有のおそれがある場合、<u>一部を</u>省略することがあります。
 - 6 <u>※2</u>を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>削除</u>機器造者等の専門業者による点検とする場合があります。
 - 7 住居部分の点検は、住居部分の点検を明確にした保安規程の場合に適用し、3年に1回「一般用電気工作物の定期調査の方法にする基本的な要件及び標準的な調査項目について」(平成15·12·19原院第12号)により行います。

また、家庭用燃料電池発電設備は機器製造業者等による整備記録の確認を行います。

別表4

点検項目

(構外配電線路)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
配電線路等	外 観 点 検	0	0
架空電線、支持物、 ケーブル	絶 縁 抵 抗 測 定		0
+++ +++ +++ +++	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき点検を実施します。

4 削除

別表5

点検項目 (構外配電線路CATV施設)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
放送センター装置	絶縁抵抗測定		0%
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
受信点装置	絶 縁 抵 抗 測 定		0%
	接地抵抗測定		0
伝 送 線 路 等架空ケーブル、支持物、増幅器等	外 観 点 検	0	0
	外 観 点 検	0	0
電源供給器	絶 縁 抵 抗 測 定	·	0%
	接地抵抗測定		0
拉州大学	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注)1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - 5 ※を付した項目は、施設の状況により漏洩電流測定にかえることがあります。

別表6

点検項目

(内燃力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
原動機	外 観 点 検	0	0
原動機	排気ガス測定		○%1
	外 観 点 検	0	0
発 電 機	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
	絶 縁 抵 抗 測 定		0
配電盤等	接地抵抗測定		0
	継電器との連動試験		0

別表 5

点検項目 (構外配電線路CATV施設)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
放送センター装置	絶 縁 抵 抗 測 定		0%
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
受 信 点 装 置	絶 縁 抵 抗 測 定		0%
	接地抵抗測定		0
伝 送 線 路 等架空ケーブル、支持物、増幅器等	外 観 点 検	0	0
	外 観 点 検	0	0
電 源 供 給 器	絶 縁 抵 抗 測 定		0*
	接地抵抗測定		0
拉地 壮	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

削除

4 ※を付した項目は、施設の状況により漏洩電流測定にかえることがあります。

別表 6

点検項目

(内燃力発電所)

電	気 工 作	物	点 検 項 目 月 次 点 検	年次点検
原	動	機	外 観 点 検 〇	0
	到	1茂	排気ガス測定	○※1
			外 観 点 検 〇	0
発	電	機	絶縁抵抗測定	0
			接地抵抗測定	0
			外 観 点 検 〇	0
			絶縁抵抗測定	0
酉己	電 盤	等	接地抵抗測定	0
			継電器との連動試験	0

進断器	保護継電器動作特性試験		0
開閉器	制御装置試験		0
制御装置	機関保護継電器試験		○ ※ 2
保護継電器等	電圧値・電流値の測定	0	0
始動用設備	外 観 点 検	0	0
【蓄 電 池】	絶 縁 抵 抗 測 定		0
空気始動装置	接地抵抗測定		0
	液量点検	0	0
付 属 装 置	電圧・比重・液温測定		0
燃料供給設備	外 観 点 検	0	0
77 11 21 717	絶 縁 抵 抗 測 定		0
(貯蔵・供給装置)	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
冷却・排熱回収設備	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
発電設備の建物・室			
キュービクルの金属箱	外 観 点 検	\circ	0
給 · 排 気 設 備			
接地装置	外 観 点 検	0	0
女 地 衣 退	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - <u>5</u> ※1を付した項目は、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、ばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。
 - 6 ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表 7

点検項目

(燃料電池発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
燃料電池発電設備ユニット	絶縁抵抗測定		0%
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0

(遮断器)	保護継電器動作特性試験	0
開閉器	制御装置試験	0
制御装置	機関保護継電器試験	○ ※ 2
保護継電器等	電圧値・電流値の測定	0
始 動 用 設 備	外 観 点 検 〇	0
(蓄電池)	絶縁抵抗測定	0
空気始動装置	接地抵抗測定	0
元 電 装 置	液 量 点 検 〇	0
付属装置	電圧・比重・液温測定	0
燃料供給設備 (貯蔵・供給装置)	外 観 点 検 〇	0
	絶縁抵抗測定	0
	接地抵抗測定	0
	外 観 点 検 〇	0
冷却・排熱回収設備	絶縁抵抗測定	0
	接地抵抗測定	0
発電設備の建物・室		
キュービクルの金属箱	外 観 点 検 〇	0
給 · 排 気 設 備		
接地装置	外 観 点 検 〇	0
按 地 表 但	接地抵抗測定	0

- 注)1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

削除

- 4 ※1を付した項目は、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、ばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。
- 5 ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>削除</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表 7

点検項目

(燃料電池発電所)

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
燃料電池発電設備ユニット	絶 縁 抵 抗 測 定		0%
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0

_				
	配 電 盤 等	絶 縁 抵 抗 測 定		0
		接地抵抗測定		0
	(遮 断 器)	継電器との連動試験		0
	開閉器	保護継電器動作特性試験		0
	制 御 装 置	電池保護継電器試験		0*
	保護継電器等	電圧値・電流値の測定	0	0
	1-t- 1-t- 1-t- 1-t-	外 観 点 検	0	0
	接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - <u>5</u> ※を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表8

点検項目

(太陽電池発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
上 四 扇 池 マ 1 ノ	外 観 点 検	0	0
太陽電池アレイ	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
接続続	接地抵抗測定		0
	絶縁抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
	絶縁抵抗測定		0
パワーコンディショナ	接地抵抗測定		0
	電圧値・電流値の測定	0	0
<i>五 休 本 五 川 - </i>	外 観 点 検	0	0
系統連系保護装置	単独運転検出機能の確認		0
	外 観 点 検	0	0
	液 量 点 検	0	0
蓄 電 池 等	電圧・比重・液温測定		0
	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
+☆ 11b 1+ 1=	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停

配 電 盤 等	絶縁抵抗測定		0
	接地抵抗測定		0
遮 断 器	継電器との連動試験		0
開閉器	保護継電器動作特性試験		0
制御装置	電池保護継電器試験		0*
保護継電器等 丿	電圧値・電流値の測定	0	0
	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

<u>削除</u>

4 ※を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、 <u>削除</u> 器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表8

点検項目

(太陽電池発電所)

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
太陽電池アレイ	外 観 点 検	0	0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
接続和	接地抵抗測定		0
	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	外 観 点 検	0	0
パワーコンディショナ	絶 縁 抵 抗 測 定		0
ハリーコンティジョケ	接地抵抗測定		0
	電圧値・電流値の測定	0	0
女体事或归禁壮 黑	外 観 点 検	0	0
系統連系保護装置	単独運転検出機能の確認		0
	外 観 点 検	0	0
	液 量 点 検	0	0
蓄 電 池 等	電圧・比重・液温測定		0
	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停

止状態にして点検を実施するものをいいます。

- 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
- 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
- <u>5</u> 容易に点検できない屋根の上等に設置された太陽電池アレイ等は、甲乙協議の上、電気機器製造業者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表9

点検項目

(風力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
風車発電装置	絶縁抵抗測定		0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
	動 作 試 験		0
配 電 盤 等	内 部 点 検		<u>O</u>
(遮 断 器)	絶縁油の点検・試験		<u>O</u>
開閉器	継電器との連動試験		<u> </u>
変 圧 器	保護継電器動作特性試験		<u> </u>
制 御 装 置	制御装置試験		<u> </u>
保護継電器等	始 動 ・ 停 止 試 験		<u> </u>
	機関保護継電器試験		<u> </u>
	漏えい電流測定	0	0
	電圧値・電流値の測定	0	0
	外 観 点 検	0	0
蓄 電 池	液量点検	0	0
	電圧・比重・液温測定		0
発電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	0	0
	外 観 点 検	0	0
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注)1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - 5 絶縁油の点検・試験は、PCB含有のおそれがある場合、_____省略することがあります。
 - 6 ※を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機

止状態にして点検を実施するものをいいます。

3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

削除

4 容易に点検できない屋根の上等に設置された太陽電池アレイ等は、甲乙協議の上、電気機器製造業者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表 9

点検項目

(風力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
風車発電装置	外 観 点 検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	0	0
	外 観 点 検 絶縁 抵抗測定 接地 抵抗測定	0	0
配電盤等	動作 試験 内部 点検		0 <u>0</u> <u>%1</u>
遮 断 器 開 閉 器 変 圧 器	絶縁油の点検・試験 継電器との連動試験 保護継電器動作特性試験		<u>○%1</u> <u>○%2</u> <u>○%2</u>
制 御 装 置 保護継電器等	制御装置試験始動・停止試験		<u>○</u> %2 <u>○</u> %2
	機関保護継電器試験 漏えい電流測定 電圧値・電流値の測定	0	<u>0*2</u> 0
蓄 電 池	外 観 点 検 液 量 点 検 電圧・比重・液温測定	0	0 0
発電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	0	0
接地装置	外 観 点 検 接 地 抵 抗 測 定	0	0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規程に基づき実施します。
 - 4 ※1を付した項目は、外観点検等の点検結果により必要の都度実施するものとします。
 - 5 絶縁油の点検・試験は、PCB含有のおそれがある場合、<u>一部を</u>省略することがあります。
 - 6 ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、_

削除

器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表10

点検項目

(水力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検年次点検
水 車	外 観 点 検	O%1 O%1
	外 観 点 検	0 0
発 電 機	絶縁抵抗測定	0
	接地抵抗測定	0
	外 観 点 検	0 0
	絶縁抵抗測定	0
	接地抵抗測定	0
配 電 盤 等	継電器と遮断器等との連動試験	0
(遮 断 器) 開 閉 器	保護継電器動作特性試験	○ ※ 2
	制御装置試験	○ ※ 2
制御装置 保護継電器等	水車保護継電器試験	○ ※ 2
水路	外 観 点 検	O % 1

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、 主任技術者制度の解釈及び運用 及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - 5 ※1を付した項目で、ダム水路主任技術者が選任されている場合は、ダム水路主任技術者により実施するものとします。
 - 6 ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表 1 1

点検項目

(ガスタービン発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
原動機	排気ガス測定		○%1
	外 観 点 検	0	0

器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表10

点検項目

(水力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
水車	外 観 点 検	○%1	○%1
	外 観 点 検	0	0
発 電 機	絶縁抵抗測定		0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
	絶縁抵抗測定		0
	接地抵抗測定		0
配 電 盤 等	継電器と遮断器等との連動試験		0
進 断 器]	保護継電器動作特性試験		○※2
開閉器	制御装置試験		○※2
制御装置 保護継電器等	水車保護継電器試験		○※2
水路	外 観 点 検	○*1	○%1

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

削除

- 4 ※1を付した項目で、ダム水路主任技術者が選任されている場合は、ダム水路主任技術者により実施するものとします。
- 5 ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、 削除機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表11

点検項目

(ガスタービン発電所)

電	気 工 作	物	点検項目	月次点検	年次点検
	-C.I	MA	外 観 点 検	0	0
原	動	機	排気ガス測定		○※1
			外 観 点 検	0	0

発 電 機	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
TC	外 観 点 検	0	0
配電盤等	絶縁抵抗測定		0
遮 断 器	接地抵抗測定		0
開閉器	継電器と遮断器との連動試験		0
し制御装置人	保護継電器動作特性試験		0
保護装置等	機関保護継電器試験		○※2
	外 観 点 検	0	0
始 動 用 設 備	絶 縁 抵 抗 測 定		0
「 蓄 電 池)	接地抵抗測定		0
充 電 装 置	液量点検	0	0
付 属 装 置	電圧・比重・液温測定		0
	外 観 点 検	0	0
燃料供給設備	絶縁抵抗測定		0
(貯蔵・供給装置)	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
 冷却・排熱回収設備	絶縁抵抗測定		0
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	接地抵抗測定		0
発電設備の建物・室			
キュービクルの金属箱	外 観 点 検	0	0
給 · 排 気 設 備			
接地装置	外 観 点 検	0	0
女 地 表 直	接地抵抗測定		0

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - <u>5</u> ※1を付した項目は、大気汚染防止法の定めにより、ばい煙発生施設となる場合は、ばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。
 - <u>6</u> ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

発 電 機	絶縁抵抗測定		0
7. 7. 7.	接地抵抗測定		0
T7 = 60. 64	外 観 点 検	0	0
配電盤等	絶縁抵抗測定		0
遮 断 器	接地抵抗測定		0
開閉器	継電器と遮断器との連動試験		0
し 制御装置人	保護継電器動作特性試験		0
保護装置等	機関保護継電器試験		○※2
	外 観 点 検	0	0
始動用設備	絶縁抵抗測定		0
「蓄電池」	接地抵抗測定		0
充 電 装 置	液量点検	0	0
付 属 装 置	電圧・比重・液温測定		0
	外 観 点 検	0	0
燃料供給設備	絶縁抵抗測定		0
(貯蔵・供給装置)	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
冷却・排熱回収設備	絶縁抵抗測定		0
	接地抵抗測定		0
発電設備の建物・室			
キュービクルの金属箱	 外 観 点 検	0	\circ
給·排気設備			
		0	\bigcirc
接地装置	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

削除

- 4 ※1を付した項目は、大気汚染防止法の定めにより、ばい煙発生施設となる場合は、ばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。
- <u>5</u> ※2を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>削除</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

点検項目

(汽力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
発 電 機	絶縁抵抗測定		0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
	絶縁抵抗測定		0
配 電 盤 等	接地抵抗測定		0
遮 断 器	遮断器と継電器との連動試験		0
開閉器	保護継電器動作特性試験		0
制御装置	制御装置試験		0%
保護継電器等	機関保護継電器試験		0%
受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外観点検	0	0
接地装置	外 観 点 検	0	0
一次 地 衣 恒	接地抵抗測定		0

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、__主任技術者制度の解釈及び運用__及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。
 - 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
 - <u>5</u> ※を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>電気機器製造者等と協議により、</u>機器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表 13~14 省略

一般財団法人関東電気保安協会の所在地一覧

(2023年10月1日現在)

事業本部名		所 在 地	電話番号
本 部	〒108−0023	東京都港区芝浦 4-13-23	03-6453-8888
東京北事業本部	〒116−0003	東京都荒川区南千住 7-30-8	03-3802-5791
荒川事業所	〒116−0003	東京都荒川区南千住 7-30-8	03-3802-5511
城西事業所	〒176-0014	東京都練馬区豊玉南 3-1-1	03-3557-7222
城北事業所	〒176-0014	東京都練馬区豊玉南 3-1-1	03-3557-7222
江東事業所	〒135-0016	東京都江東区東陽 2-4-34	03-5606-0301
東京南事業本部	〒108−0075	東京都港区港南 5-5-3	03-5461-1601
芝浦事業所	〒108−0075	東京都港区港南 5-5-3	03-5461-1601

別表 1 2

点検項目

(汽力発電所)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検項目	月次点検	年次点検
	外 観 点 検	0	0
発 電 機	絶 縁 抵 抗 測 定		0
	接地抵抗測定		0
	外 観 点 検	0	0
	絶 縁 抵 抗 測 定		0
配 電 盤 等	接地抵抗測定		0
遮 断 器	遮断器と継電器との連動試験		0
開閉器	保護継電器動作特性試験		0
制御装置	制御装置試験		0%
保護継電器等	機関保護継電器試験		0%
受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	0	0
接地装置	外 観 点 検	0	0
女 地 表 巨	接地抵抗測定		0

- 注) 1 〇印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。また、変電設備部分の点検は別表1に準じます。
 - 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
 - 3 年次点検は、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき実施します。

削除

4 ※を付した項目は、保安協会と協議し配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、<u>削除</u>器製造者等の専門業者による点検とする場合があります。

別表13~14 旧約款に同じ

一般財団法人関東電気保安協会の所在地一覧

(2024年3月1日現在)

			(2021 0)
事業本部名		所 在 地	電話番号
本 部	〒108-0023	東京都港区芝浦 4-13-23	03-6453-8888
東京北事業本部	〒116−0003	東京都荒川区南千住 7-30-8	03-3802-5791
荒川事業所	〒116−0003	東京都荒川区南千住 7-30-8	03-3802-5511
城西事業所	〒176-0014	東京都練馬区豊玉南 3-1-1	03-3557-7222
城北事業所	〒176-0014	東京都練馬区豊玉南 3-1-1	03-3557-7222
江東事業所	〒135-0016	東京都江東区東陽 2-4-34	03-5606-0301
東京南事業本部	〒108-0075	東京都港区港南 5-5-3	03-5461-1601
芝浦事業所	〒108-0075	東京都港区港南 5-5-3	03-5461-1601

港南事業所	〒108-0075	東京都港区港南 5-5-3	03-5461-1601	港南事業所	〒108−0075	東京都港区港南 5-5-3	03-5461-1601
多摩事業本部	〒186-0012	東京都国立市泉 4-7-6	042-571-8830	多摩事業本部	〒186-0012	東京都国立市泉 4-7-6	042-571-8830
国立東事業所	〒186-0012	東京都国立市泉 4-7-6	042-571-8830	国立東事業所	〒186-0012	東京都国立市泉 4-7-6	042-571-8830
国立西事業所	〒186-0012	東京都国立市泉 4-7-6	042-571-8830	国立西事業所	〒186-0012	東京都国立市泉 4-7-6	042-571-8830
西多摩支所	〒205-0003	東京都羽村市緑ヶ丘 2-1-10	042-555-2625	西多摩支所	〒205-0003	東京都羽村市緑ヶ丘 2-1-10	042-555-2625
栃木事業本部	〒321-0933	栃木県宇都宮市簗瀬町 1784-7	028-611-5090	栃木事業本部	〒321-0933	栃木県宇都宮市簗瀬町 1784-7	028-611-5090
宇都宮事業所	〒321-0933	栃木県宇都宮市簗瀬町 1784-7	028-635-6626	宇都宮事業所	〒321-0933	栃木県宇都宮市簗瀬町 1784-7	028-635-6626
那須事業所	〒329−2705	栃木県那須塩原市南郷屋 4-139-18	0287-36-5596	那須事業所	〒329−2705	栃木県那須塩原市南郷屋 4-139-18	0287-36-5596
日光支所	〒321-1271	栃木県日光市並木町 8-6	0288-22-5947	日光支所	〒321-1271	栃木県日光市並木町 8-6	0288-22-5947
下野事業所	〒329-0414	栃木県下野市小金井 5-24-6	0285-44-9612	下野事業所	〒329-0414	栃木県下野市小金井 5-24-6	0285-44-9612
佐野事業所	₹327-0004	栃木県佐野市赤坂町 146-7	0283-23-7137	佐野事業所	〒327-0004	栃木県佐野市赤坂町 146-7	0283-23-7137
詳馬事業本部	₹370-0045	群馬県高崎市東町 184-14	027-326-2628	群馬事業本部	〒370-0045	群馬県高崎市東町 184-14	027-326-2628
群馬事業所	₹370-0045	群馬県高崎市東町 184-14	027-326-2628	群馬事業所	₹370-0045	群馬県高崎市東町 184-14	027-326-2628
渋川事業所	₹377-0003	群馬県渋川市八木原 1093-2	0279-23-6318	渋川事業所	₹377-0003	群馬県渋川市八木原 1093-2	0279-23-6318
東毛事業所	₹373-0818	群馬県太田市小舞木町 600	0276-46-8333	東毛事業所	₹373-0818	群馬県太田市小舞木町 600	0276-46-8333
茨城事業本部	₹310-0804	茨城県水戸市白梅 1-4-35	029-226-3225	茨城事業本部	₹310-0804	茨城県水戸市白梅 1-4-35	029-226-3225
水戸事業所	₹310-0804	茨城県水戸市白梅 1-4-35	029-226-3221	水戸事業所	₹310-0804	茨城県水戸市白梅 1-4-35	029-226-3221
日立事業所	₹319-1414		0294-43-3671	日立事業所	₹319-1414	茨城県日立市日高町 1-17-5	0294-43-3671
鹿島事業所	₹314-0031		0299-83-4179	鹿島事業所	₹314-0031	茨城県鹿嶋市大字宮中 5222-1	0299-83-4179
土浦事業所	₹300-0047	茨城県土浦市生田町 8-29	029-821-8929	土浦事業所	₹300-0047	茨城県土浦市生田町 8-29	029-821-8929
下館事業所	₹308-0841	茨城県筑西市二木成 1437-1	0296-22-5525	下館事業所	₹308-0841	茨城県筑西市二木成 1437-1	0296-22-5525
	₹338-0001	埼玉県さいたま市中央区上落合 4-10-6	048-856-3051	埼玉事業本部	₹338-0001	埼玉県さいたま市中央区上落合 4-10-6	048-856-3051
さいたま事業所	₹338-0001		048-856-3051	さいたま事業所	₹338-0001	埼玉県さいたま市中央区上落合 4-10-6	048-856-3051
熊谷事業所	₹360-0033		048-523-1283	熊谷事業所	₹360-0033	埼玉県熊谷市曙町 4-65	048-523-1283
秩父支所	₹368-0033	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1	0494-23-7934	秩父支所	₹368-0033	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1	0494-23-7934
越谷事業所	₹343-0015		048-965-3431	越谷事業所	₹343-0015	埼玉県越谷市花田 1-2-1	048-965-3431
久喜事業所	₹346-0016		0480-24-1578	久喜事業所	₹346-0016	埼玉県久喜市久喜東 5-5-12	0480-24-1578
川越事業所		埼玉県川越市新宿町 1-2-33	049-241-1622	川越事業所		埼玉県川越市新宿町 1-2-33	049-241-1622
	7 284-0001		043-312-0349	千葉事業本部		千葉県四街道市大日緑ヶ丘 1793-1	043-312-0349
千葉事業所	∓ 284 − 0001		043-424-8211	千葉事業所		千葉県四街道市大日緑ヶ丘 1793-1	043-424-8211
小見川事業所	+ 284-0001 + 289-0313		0478-83-3001	小見川事業所		千葉県香取市小見川 438	043-424-8211
柏事業所	$\mp 277 - 0021$		04-7166-8720	柏事業所		千葉県柏市中央町 6-13	0478-83-3001
市川事業所	∓ 272−0115		047-397-9181	市川事業所		千葉県市川市富浜 2-6-17	04-7100-8720
君津事業所	T 299−1151		0439-54-9921	君津事業所		千葉県君津市中野 3-9-8	047-397-9181
右 体争 来所 茂原事業所	+ 299-1151 + 297-0021	千葉県茂原市高師町 2-9-4	0475-23-8021	を	7299-1131 7297-0021	千葉県茂原市高師町 2-9-4	0475-23-8021
館山支所	7297-0021 $7294-0037$	千葉県館山市長須賀 183-1	0470-23-2881	館山支所	7297-0021 $7294-0037$	千葉県館山市長須賀 183-1	0475-23-8021
	∓ 252−0807		0466-20-5777	神奈川事業本部	∓ 252−0807	神奈川県藤沢市下土棚 210-1	0466-20-5777
中宗川事業本部 横浜事業所	T 232-0807 T 232-0025		045-253-1261	横浜事業所	T 232-0807 T 232-0025		045-253-1261
	T 232-0025		046-826-2578		1 232-0025 ∓238-0006	神奈川県横須賀市日の出町 1-17-9	045-253-1261
横須賀事業所				横須賀事業所			
川崎事業所	〒 213−0022		044-788-8411	川崎事業所	∓ 213-0022		044-788-8411
相模原事業所	= 252−0211		042-772-1551	相模原事業所	∓ 252-0211	神奈川県相模原市中央区宮下本町 3-41-4	042-772-1551
湘南事業所	∓ 252−0807		0466-20-5755	湘南事業所	∓ 252−0807	神奈川県藤沢市下土棚 210-1	0466-20-5755
小田原事業所	〒 250−0863	神奈川県小田原市飯泉 865	0465-48-3051	小田原事業所	∓ 250−0863	神奈川県小田原市飯泉 865	0465-48-3051
山梨事業本部	₹400-0035 - 400-0035	山梨県甲府市飯田 1-1-24	055-228-3200	山梨事業本部	₹400-0035 - 400-0035	山梨県甲府市飯田 1-1-24	055-228-3200
甲府事業所	∓ 400−0035		055-228-3200	甲府事業所	∓ 400−0035		055-228-3200
都 留 支 所	₹402-0054	山梨県都留市田原 1-4-2	0554-43-6178	都留支所	〒402−0054	山梨県都留市田原 1-4-2	0554-43-6178

身延支所	〒409-2531	山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483	0556-62-3224
沼津事業本部	₹410-0865	静岡県沼津市東間門字下中溝 626-1	055-952-8101
沼津事業所	〒410−0865	静岡県沼津市東間門字下中溝 626-1	055-952-8101
御殿場支所	〒412-0043	静岡県御殿場市新橋 1609-1	0550-83-1155
富士支所	〒417-0044	静岡県富士市高嶺町 10-9	0545-51-3252
伊豆事業所	〒410−2407	静岡県伊豆市柏久保 1410	0558-72-6631
下田支所	〒415−0011	静岡県下田市河内 180-30	0558-22-9169

身延支所	₹409-2531	山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483	0556-62-3224
沼津事業本部	₹410-0865	静岡県沼津市東間門字下中溝 626-1	055-952-8101
沼津事業所	₹410-0865	静岡県沼津市東間門字下中溝 626-1	055-952-8101
御殿場支所	₹412-0043	静岡県御殿場市新橋 1609-1	0550-83-1155
富士支所	₹417-0044	静岡県富士市高嶺町 10-9	0545-51-3252
伊豆事業所	₹410-2407	静岡県伊豆市柏久保 1410	0558-72-6631
下田支所	₹415-0011	静岡県下田市河内 180-30	0558-22-9169

以上